

地下ピットに関する災害防止措置について ～改正温泉法施行規則の解説～

(本解説における用語の定義)

「密閉型地下ピット」…専ら温泉井戸を設置することを目的とした、通常人が出入りしない地下に埋設された施設（上部にのみ屋外に面する開口部があり、かつ、当該開口部が堅固なふたで密閉されているもの）（改正温泉法施行規則第4条第2項に規定する「地下ピット」）

「開放型地下ピット」…専ら温泉井戸を設置することを目的とした、通常人が出入りしない地下に埋設された施設（上部にのみ屋外に面する開口部があり、かつ、当該開口部が密閉されていないもの）（改正温泉法施行規則附則第4条第3項に規定されている施設）

(注：イメージを伝えやすくするために使用している用語であり、施行規則における用語とは異なりますので、事業者の説明の際などは注意してください。)

【パターン1：改正法の施行日（平成20年10月1日）以降に、新たに採取を開始しようとする場合（採取許可が必要な場合（可燃性天然ガスの濃度が基準を超えている場合）に限る。以下同じ。）】

- ① 密閉型地下ピットに井戸を設置することはできません。（密閉型地下ピットに井戸を設置することは、屋内に井戸を設置する場合に該当するので、規則第6条の3第1項第2号の基準に違反することとなります。）
- ② 開放型地下ピットに井戸を設置することは可能です。その場合、規則第6条の3における様々な基準が適用されます。（例えば、井戸の周囲1m（又は2m）以内における柵の設置等による関係者以外の立入制限措置など）

【パターン2：改正法施行の際現に温泉を採取しており、かつ、密閉型地下ピットに井戸が設置されている場合】

- ① 当該密閉型地下ピットについては、改正規則附則第4条第2項の基準が適用されます。
- ② 改正法の施行日以降、ふたを開けて開放型地下ピットに変更することは可能です。その場合、規則第6条の3における様々な基準が適用されることとなります。なお、開放型地下ピットへの変更を許可後に行おうとする場合、適用される基準が変わってしまうので、許可を取り直す必要が生じます（当初の許可は、密閉型地下ピットの基準に適合するものとして行われたため、開放型地下ピットへ変更した時点で失効します。）。

【パターン3：改正法施行の際現に温泉を採取しており、かつ、開放型地下ピットに井戸が設置されている場合】

- ① 改正規則附則第4条第3項により、規則第6条の3第1項第7号を除き、同条における様々な基準が適用されます。
- ② 改正法の施行日以降、ふたを閉じて密閉型地下ピットに変更することはできません。
(屋内に井戸を設置する場合に該当するので、規則第6条の3第1項第2号の基準に違反することとなります。)